

防犯カメラなどの



令和7年度限り!!

防犯機器購入費用を補助します!

1. 申請対象者

千代田区に居住し、住民登録がある方

※申請は1世帯1回限りです。

※一軒家・共同住宅(賃貸も含む)問わず申請できます。



2. 補助金額

購入・設置費用全額(4万円まで)補助します。

※千円未満は切り捨てです。

※ポイント利用分・金券でお支払いいただいた場合は、
補助対象から除外です。



3. 申請期間・申請方法

【申請期間】令和7年7月 22日(火)～令和8年2月27日(金)まで

※郵送の場合は消印有効

【申請方法】

(1)区ポータルサイト

(2)郵送

(3)窓口 ※千代田区役所 5階 安全生活課
(平日:8:30～17:00)

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【ホームページ】

【ポータルサイト申請】



4. 対象品目

防犯カメラ		カメラ付インターホン	
ダミーカメラ		面格子	
人感センサー		防犯フィルム	
補助錠		※その他製品は、購入前にご相談ください。	

●補助対象経費は、「購入費用」・「設置費用」の合計金額(税込)です。

●「設置費用」は、専門業者が施行した場合に限ります。



5. 必要書類

(1) 区指定の書類

①申請書兼請求書(第1号様式)、②誓約事項及び添付書類確認書(第2号様式)

(2) 本人確認書類の写し

※氏名、住所、生年月日が記載された公的機関が発行したもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、在留カード等)

(3) 領収書の写し ※レシート不可

※①宛名(フルネーム)、②購入日または施工日、③領収金額、④品目、⑤販売店の名称、⑥販売店等の住所、以上6項目が記載されていること。

※原本を提出された場合は、返却できません。

(4) 商品カタログ、パンフレット等の写し(防犯機器の内容が確認できるもの)

(5) 振込口座情報の確認書類(通帳、キャッシュカード等)の写し

(6) 施工後又は設置後の写真

(7) 同意書(賃貸物件又は共同住宅の場合は、管理者・所有者の同意を得てください。)



6. 注意事項

(1) 一軒家・共同住宅(賃貸も含む)ともに専有部分に設置した機器が対象です。

(2) 共同住宅の共用部分は、対象外です。

ただし、専用使用権の付いた共用部分(玄関ドア、バルコニー等)は対象ですので、管理規約をご確認ください。

(3) インターネットで購入した場合も対象になりますが、申請者宛ての領収書の写しをご用意ください。

(4) 防犯カメラの撮影範囲は、申請者の権限が及ぶ範囲内に限ります。

やむを得ず申請者の権限が及ばない範囲が入る場合は、管理者の同意を事前に受けてください。

※詳しくは、ホームページの「よくある質問」をご確認ください。

7. 担当窓口

【受付・問い合わせ先】

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 千代田区役所

地域振興部 安全生活課

電話(直通): 03-5211-4251~2

メール : anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp



この機会に、防犯機器を揃えましょう！